

## 共謀罪と組織的犯罪処罰法、共謀共同正犯

共謀罪は実際に実行行為を行わなくとも法律に違反する行為を話し合い、合意すれば処罰できるという違憲、違法の悪法です。その狙いが団体を言論・表現行為の段階から規制しようとするところにあることはいまでもありません。277の犯罪を対象犯罪としたことは、広くどこかで団体の構成メンバーとらえ、団体を規制しようとするものであることを示しています。市民の言論・表現の自由を規制し、市民の自由で自主的な運動を抑制しようとする共謀罪法は廃止しかありません。

だが、同時に、共謀罪が団体のメンバーに適用されても、破防法は（正式名称「破壊活動防止法」）のようにその団体の活動が制限されるとか、団体が解散されるなどのことはありません。この点は共謀罪が包摂された組織的犯罪処罰法（正式名称は「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」）全体にいえることです。1999年に盗聴法などとともに制定された組織的犯罪処罰法は団体を人と金の面からとらえ、そこを徹底的にたたき、団体に打撃を与え、弱体化させることを目的とした団体規制法の新たなタイプのものです。この組織的犯罪処罰法に共謀罪が加えられました。このことにより、組織的犯罪処罰法は、団体を言論、金、人の面から規制しようとする更に凶悪な法律となりました。以後、ここでは、共謀罪が包摂された組織的犯罪処罰法を共謀罪・組織的犯罪処罰法と呼ぶこととします。

共謀罪・組織的犯罪処罰法は団体規制法のあらたなタイプのものと表現しましたが、戦後の団体規制法は三つのタイプに分けられます。その比較検討で共謀罪・組織的犯罪処罰法の性格、目的が明らかになると思います。

### 団体規制法の三つのタイプ

戦後の団体規制法の最も基本的な、第一のタイプが1952年制定の破防法であり、第二のタイプが1991年制定の暴力団対策法（正式名称「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」）です。そして第三のタイプが1999年制定の組織的犯罪処罰法（正式名称「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」）といえます。この三つのタイプの団体規制法の特徴をみていくことは、共謀罪・組織的犯罪処罰法とはどういう法律なのかを理解するうえで極めて重要と考えています。

### 団体規制法の第一のタイプ、破防法

まず、破防法についてです。1952年制定された破防法は、戦前・戦中、猛威を振るい、共産党、労働団体、文筆家、宗教家、教員などに適用され、戦争への道を開いた治安維持法の再来として国民的な大反対運動に直面し、辛うじて制定されました。

治安維持法は国体を変革することを目的とした団体＝結社をつくること自体を禁止した法律ですが、戦

後の憲法は結社の自由などの基本的人権を保障しており、結社罪は存在しません。誰でも団体をつくることはできます。戦後憲法下の団体規制は、結社の自由を認めながら、公共の安全の確保のため、団体が団体の活動として一定の違法行為をおこなった場合、団体の活動を規制するという方法をとりました。

## 破防法、団体活動の制限、解散を狙う

破防法は、「特定の共同目的を達成するための多人数の継続的結合体又はその連合体」である団体が「団体の活動」として、「暴力主義的破壊活動」をおこない、それをさらに「反覆する」恐れがある場合、公共の安全を確保するためとして、集会・デモなどを禁止する団体の活動を制限（第5条）、団体を解散（第7条）できるとしています。

簡単にいえば、「団体性」「政治性」「反覆性」の三つが破防法の適用要件になります。

破防法の特徴は、この「暴力主義的破壊活動」（第4条）というこのぞろぞろしい概念にあります。一言でいえば、この「暴力主義的破壊活動」とは、政治目的をもって実力行動をおこなったり、その呼びかけをおこなうなどの行為をさしています。重要なことは、この概念に実行行為以前の言論段階の「陰謀、教唆、せん動」をふくんでいることです。つまり、破防法は、団体の活動を言論段階から予防的に規制することを目的とした治安立法だということです。団体が「団体の活動」として「暴力主義的破壊活動」をおこない、さらに「反覆する」おそれがある場合、「団体活動の制限」「団体の解散」ができます。破防法の狙いが、戦後の混乱期、支配層が体制を維持する為に、当時大きな影響力をもっていた日本共産党の規制にあったことはいうまでもありません。

## 公安調査庁が請求

ある団体が破防法の対象団体にあたるかどうか調査するのが公安調査庁（第27条）です。公安調査庁が、ある団体の活動が破防法の団体規制の要件にあたりと判断した場合、公安調査庁の長官が団体規制の請求を公安審査委員会におこない、公安審査委員会がその是非を判断することになります。そして、例えば団体の解散の決定が出された場合、その団体のメンバーは、「団体のためにする行為の禁止」（第8条）、「脱法行為の禁止」（第9条）され、訴訟など以外のあらゆる活動ができなくなり、それに違反すると処罰されます。この「団体のためにする行為を禁止」は治安維持法の悪名高い「目的遂行罪」のように捜査機関が自由に解釈できる条項です。

また、破防法は同活動に対する刑罰規定の補正として個人の処罰の規定（第38条、39条、40条）を設けています。刑法では、犯罪の実行行為があれば、それをおこなった者を処罰できますが、この個人条項では、実行行為以前の「予備、陰謀、教唆、せん動」を処罰できるとしています。破防法の個人条項はいくつかの団体の構成員に適用されましたが、団体適用の請求がおこなわれたのはオウム真理教に対してのみです。

## オウムへの団体適用認められず

いままで、破防法の団体規制が認められたことはありませんが、地下鉄サリン事件などをおこしたオウム真理教に対して、はじめて団体解散の請求がおこなわれました。多くの人はこの請求は認められ、戦

後初めての団体解散が行われるのではないかと思います。しかし、公安審査委員会は、破防法の適用の要件である、「団体性」「政治性」については認めましたが、さらに反覆して暴力主義的破壊活動をおこなう「反覆性」のところでその可能性は低いとしてオウム真理教に対する破防法団体適用を認めませんでした。当時、オウムは捜査機関の徹底した追及と社会的な批判の前で「壊滅的な状況」にあり、とても何か行動をおこすことができるような状況にはありませんでした。この決定が、政府・法務省・公安調査庁に与えた打撃ははかりしれません。あのオウムに適用できなかつた破防法をどこに適用できるのかと、破防法はその団体規制法としての限界を真っ向からつきつけられたのです。そして、それを可能にしたものこそ、制定時から続く歴史的な破防法反対運動でした。

政府・検察・法務省は、オウムへの団体適用の失敗から新たな団体規制法の制定に全力をあげていくこととなります。それが1999年に市民団体、労働組合、メディアなどの反対を押しきって制定された組織的犯罪対策三法（盗聴法、組織的犯罪処罰法、刑訴法一部改正）です。

## 団体規制法の第二のタイプ 暴力団対策法

暴力団対策法は、1991年、国会、世論の反対の声がほとんどないなかで制定されました。その後、同法は「改正」に次ぐ「改正」がおこなわれ、2012年には「特定抗争暴力団」「特定危険指定暴力団」等の規定が盛り込まれ、今後、細かい「改正」あると思いますが、同法としては行きつくところまで、いきついたといつてよい状況にきています。

政府・検察・法務・警察庁がめざした暴力団規制法の狙いは、破防法のような適用しにくい法ではなく、手続が容易で、しかも運用の簡単な法律でした。制定過程で「暴力団の解散」という議論もあったようですが、それは憲法の保障する結社の自由との関係できないということになったようです。

暴力団対策法の目的は、暴力団の活動の様々な側面をとらえ、それらを違法行為とすることでガンジガラメにし、身動きできないようにし、組員を暴力団から離反させ、暴力団を間接的に解散に追い込むというところにあるといつても過言ではありません。 事実、暴力団対策法、組織的犯罪処罰法、自治体の暴力団排除条例などで身動きのとれなくなった暴力団は経済的に窮地におちいり、団体数、組員数は減少しています。

暴力団対策法は、暴力団の中で、イ、生計の維持、財産の形成のために経済的利益を追及している、ロ、犯罪経歴保有者の率が団体の一定の割合を占める、ハ、暴力団の代表する者などの統制のもとにある階層的な組織であることの三つを要件が当てはまる暴力団を集团的にまたは常習的に暴力的不法を助長する恐れが大きい「指定暴力団」として規制しようとするものです。同法が暴力団以外の団体に拡大適用される可能性はほとんどありません。同法が名称、指定暴力団の定義、各条項で暴力団が対象であることが明確だからです。問題は、暴力団対策法でとられた手法が、ほかの団体規制法に盛り込まれてくる可能性が大きいということです。

### 公安委員会が指定

まず、暴力団の指定暴力団への指定が、国家公安委員会の了解のもと、都道府県公安委員会によっておこなわれるということです。公安委員会と警察とは一体的な関係です。

当該の暴力団はこれに対して反対する意見を表明する機会を与えられますが、それが認められることなどあるはずがありません。

「指定暴力団」とされた暴力団は、金品などを要求する「暴力的要求行為の停止」（第9条）、「暴力的要求行為等の中止命令等」（第11条）、「対立抗争時の事務所の使用制限等」（第15条）、「特定抗争指定暴力団の指定等」（第15条の2）、「加入の強要等の禁止」（第16条）、「事務所における禁止行為」（第29条）、「特定危険指定暴力団等の指定」（第30条の8）、「指定暴力団の代表者の損害賠償責任」（第31条、第31条の2）などさまざまな規制を受けることになります。暴力団対策法は、組織的犯罪処罰法、暴力団排除条例などと一体なって使われることで威力を発揮したといわれています。

特に、「特定抗争指定暴力団」「特定危険指定暴力団」への指定は、特定の「警戒区域」を設定し、そこに5人以上の組員が集まったり、金品を要求したりすれば中止命令なしに逮捕できます。この「警戒区域」は広範な地域を設定できます。

## 団体規制法の第三のタイプ 共謀罪・組織的犯罪処罰法

1999年につくられた組織的犯罪処罰法は団体を人と金の面からとらえ、そこたたくことで団体を規制しようとする新たなタイプの団体規制法といえます。

### 組織的な犯罪の重罰化

同法の団体定義などは次のようになっています。

団体を「共同の目的を有する多人数の継続的結合体であって、その目的または意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体）により反覆して行われるもの」（第2条1項）とし、「次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思に基づく行為であって、その効果又は利益が当該団体に属するものをいう）として」（第3条1項）組織により行われた場合、その罪を犯した者の刑を通常より重く処罰するとしています。そして、その罪名として殺人、逮捕・監禁、強要、威力業務妨害、詐欺、建造物侵害など14の罪が挙げられ、通常より重い刑が科せられています。例えば、殺人罪は通常は死刑または無期若しくは5年以上ですが、組織的な殺人罪の場合、死刑または無期若しくは6年以上としています。威力業務妨害罪の場合は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金が、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされています、これは、組織的に行われた罪は組織的〇〇罪とし刑を重くすることで団体の活動を規制しようとするものにほかなりません。また、第4条で先にあげた14の罪のうち殺人、強要など5つの罪について組織的未遂罪を、第6条で殺人、営利目的誘拐罪の二つについては組織的予備罪の規定を設けています。第7条で禁固以上の刑が定められている罪が組織的に行われた場合、その犯人をかくまった者は犯人蔵匿罪で処罰するなどの規定をもうけています。

### 資金対策

同法は、もう一方で、資金対策として「犯罪収益等」の規定を設け、犯罪収益等蔵匿罪、犯罪収益等收受罪、犯罪収益の没収、追徴などの規定を設けていますが、これは組織的犯罪としておこなわれる必要が

なく、個人が対象となっています。

重要なことは、この犯罪収益の規定が実に広範な犯罪を対象としていることです。薬物犯罪はもとより、証券取引法、弁護士法、特許法などと実に対象犯罪が広いものとなっています。こういう点から考えると、組織的犯罪対策法では人より資金、犯罪収益関連の方に重きが置かれていたと思われま

しかし、2017年に共謀罪法が制定され、組織的犯罪対策法第6条「組織的殺人等の予備」の次の第6条2項に共謀罪がくわえられました。このことが、組織的犯罪処罰法にもたらす影響ははかりしれないものがあります。

これで団体を人と資金から規制しようとする組織的犯罪対策法の本質が更に鮮明になりました。共謀罪法が2003年に組織的犯罪処罰法改正案とし国会に提案されたことを考えると、政府・検察・法務が、組織的犯罪処罰法を、団体を言論、人、資金の面から規制しようとする団体規制法としようとしていたことは疑いありません。

### 共謀罪 ・ 組織的犯罪処罰法と共謀共同正犯

共謀罪・組織的犯罪処罰法が、既に述べた破防法、暴力団対策法と大きく違う点は、団体の構成メンバーに組織的〇〇罪が適用されたとしても、破防法のようにその団体の活動が制限されるとか解散されるとかはない、また暴力団対策法のように「指定暴力団」されることで、その組員が「違法行為」の網でがんじがらめにされ、身動きできなくなるということはありません。共謀罪・組織的犯罪処罰法は、言論・人・金の面から団体を規制し、弱体化させることはできますが、その団体を解散させることはできません。そういう法律的構造にはなっていません。

破防法が適用できず、共謀罪・組織的犯罪処罰法も団体そのものの規制という点で限界がある中で、当面の捜査機関の団体規制の方向が明かになりつつあります。

- 対象団体への反社会的キャンペーン
- あらゆる法律を拡大解釈し、適用し、団体の構成員をできるだけ多く逮捕する
- 共謀共同正犯で団体の幹部を逮捕する
- 共謀罪・組織的犯罪処罰法を活用できるとき活用する